

智頭線遠足及び旅行等利用促進事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、智頭線利用促進協議会（以下「協議会」という。）が、智頭線の利用促進を図るため、協議会を構成する市町村に所在する高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び認定こども園（以下「学校等」という。）及び各種団体等が智頭線を利用して実施する遠足事業及びレクリエーション活動や旅行等（以下、「遠足・旅行等」という。）の一部を助成するために必要な事項を定める。

（助成対象者）

第2条 助成対象となる者は、遠足・旅行等に参加した学校等の児童や生徒及び引率教職員、各種団体等の参加者とする。ただし、協議会以外のものから乗車区間運賃に支援等を受ける場合は、助成対象外とする。

（助成対象及び助成額）

第3条 助成対象は、智頭線を利用した場合の運賃（特急券は含まない）とする。

2 助成金の額は、乗車区間運賃（団体割引を適用した場合は割引後の運賃、JR 路線と併用で利用した場合は智頭線区間のみの運賃）の半額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

3 助成対象となる期間は、令和8年8月1日から令和9年2月末日までとする。

（申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする学校等及び各種団体等（以下「申請団体」という。）は、事前に交付申請書（様式第1号）により、協議会へ交付申請するものとする。

2 協議会は、交付申請書を審査し、適当と認められたときは交付決定通知（様式第2号）により、申請団体へ通知するものとする。

（変更申請）

第5条 申請団体が、前条の規定により提出した内容等を変更しようとするときは、事前に変更交付申請書（様式第3号）により、協議会へ変更交付申請を行い、あらかじめ承認を受けるものとする。

（実績報告）

第6条 事業が完了した場合は、申請団体は速やかに実績報告書（様式第4号）を協議会へ提出するものとする。

2 協議会は、実績報告書を審査し、適当と認めたときは、確定通知書（様式第5号）により、申請団体へ通知するものとし、速やかに交付確定額を支払うものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。